

うるま市都市計画審議会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、うるま市都市計画審議会（以下「審議会」という）の傍聴について必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 傍聴人の定員は10人以内とする。

(傍聴の手続き)

第3条 傍聴希望者は、審議会開催予定時刻の30分前から10分前までに、受付を済ませるものとする。

2 傍聴の受付は、先着順とし、定員になり次第締め切るものとする。

(傍聴することができない者)

第4条 次の事項のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 凶器その他危険なものを所持している者。
- (2) 酒気を帯びている者。
- (3) 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼりの類を所持している者。
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を所持している者。
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者その他会長が会議の運営に支障があると認められる者。

(傍聴者の守るべき事項)

第5条 傍聴者は、次の事項を十分に理解した上で傍聴しなければならない。

- (1) 会議場における言論に対し拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) みだりに席を離れ又は不体裁な行為をしないこと。
- (4) 携帯電話などは受信音を出さないこと。
- (5) 写真撮影、録画及び録音等をしないこと。ただし、報道機関については会議の開始前に限りこれを認めるものとする。
- (6) 前各号に定めるもののほか、私語、喚声その他の行為により騒ぎ立てる等、会議場の秩序を乱し又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(係員の指示)

第6条 傍聴人はすべて会長及び係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第7条 傍聴人がこの要領に違反するときは、会長がこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この要領は、令和5年11月1日より施行する。